



Vol.59

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★公務員に対する分限免職処分が適法とされた事案

今月のニュースレターは、大阪府の職員が、分限免職処分について、裁量権の行使を誤った違法なものであるなどと主張して、処分の取消しを求めた事案（大阪地判平成 31 年 1 月 9 日）をご紹介します。大阪地裁は、裁量権の逸脱はないとして、分限免職処分を適法と判断し、原告の請求を棄却しました。公務員の分限免職処分という事案ですが、民間企業の解雇事案に相当するものとして、また障害者雇用が関係する事案として参考になります。

1. 事案のポイント

本件の事案のポイントとして以下の様な事実があります。

- ・原告は子供の頃転落事故で頭部に外傷を負ったことがあり、身体障害者手帳 3 級の交付を受けている。
- ・入職後 8 年の間に 3 回異動が行われ部署が変わっている。
- ・分限免職処分に至るまでに、職場研修の実施、個別研修実施の通告及び警告書の交付、個別研修の実施を行った。
- ・分限免職処分の前に面談を行っており、分限処分を行う方向で検討を行っている、今後の身の振り方を考えて欲しいといった内容を伝えた。

このように被告が原告に対し合意退職の機会を与えたにもかかわらず、原告は退職するつもりはないことを明ら

かにしたため、被告は原告を分限免職処分としました。

2. 分限事由

被告は、分限事由として原告の勤務実績不良等の事実 1～19 について主張立証しました。原告は全て否定しましたが、裁判所は 19 個の主張のうち 18 個を認定しました。被告が主張した原告の勤務実績不良等の事実のうちの一部を以下にあげます。

- ・原告は納期までに必要な調査を全く行っていなかった。
- ・原告は上司から間違いを指摘されると「何ですか」「僕も一生懸命やってるんです」と逆上したり「人間やから間違えるでしょ」と開き直ったり、締め切りがある仕事に全く手を付けていなかったことを注意した際、平然と「前任者から遅れても大丈夫と聞いている」と述べるなど、指導や助言自体に対して反抗的な態度を示すことがしばしばあった。
- ・ミスが頻発することから、アルバイト職員がミスの箇所について付箋をつけ、ミスの箇所・修正事項を容易に判別できるようにする等の配慮を行っていたが、原告は付箋で具体的に指摘された箇所の修正すらできておらず、完成までアルバイト職員が何度も同じチェックを繰り返すことも珍しくな

かった。

・市民から問い合わせがあったが、原告は質問の意味自体を理解できなかったためパニックとなり、突然、電話の内容も伝えずに「変な電話です」といって電話を代わった。対応した同僚が相手方から「今、変な言うたんやけど、どういうことやねん」と厳しく叱責を受けた。

上記のように裁判所は被告主張のほとんどを認めましたが、その根拠として被告提出の証拠について次のような評価をしています。

・当時の原告の上司らは、一覧表の「具体的な内容」及び「被告の主張」各欄記載の各事実に沿う記述等をしていることが認められるところ、同上司らの記述等は、いずれも上記各事実から比較的近接した時点でされたものであり、その内容についても、原告の言動に関し、具体的かつ詳細に記載されており、信用性が高い。上記各事実の頃に作成された勤務成績等報告書には、上記各事実と同趣旨の記載がされている。このような点に鑑みれば、被告主張の各事実はいずれも認めることができる。

ポイントは、当時作成されたものであること、具体的であること、他の記録と整合していることです。問題社員の相談を受けていると、指導記録を作成しているものの具体性を欠く記録をよく見かけます。指導記録を作成する際は、上記のようなポイントを押さえることが重要といえます。

3. 高次脳機能障害

原告は、分限免職処分後に、高次脳機能障害の診断を受けました。被告の分限処分に関する指針には、勤務実績不良等が心身の故障に起因することが疑われる場合、医師の診断を受けることを促す旨定められており、原告はこの手続違反があると主張しました。

裁判所は原告の高次脳機能障害を認めましたが、原告が被告在籍時に高次脳機能障害を否定しており、脳波検査を受けたものの異常がなかったこと等を理由に、処分当時、被告が原告の高次脳機能障害を認識し得たとは認められないと判断し、手続違反の主張も退けました。

本件が、分限免職処分前に高次脳機能障害の診断を受け、医師から、原告の勤務実績不良は障害に起因するものである、合理的な配慮をすべきであるといった診断書が出された事案であったとすれば、異なる判断もあり得たでしょう。そもそも、使用者側として、分限免職処分の判断の前に、医師の診断書を否定する専門家の意見を得たり、主治医に面談して、どのような配慮が必要かを確認するといった手続が必要になっていたでしょう。原告が、事実を認めつつ高次脳機能障害が原因であると主張せずに、全面的に否認したことは、証拠がそろっていただけに、かえって被告側としては戦いやすかったといえるかもしれません。